

令和3年2月5日

保護者の皆様

こども教育保育課長  
課長 桃原 兼光  
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う就学前教育・保育施設の対応について（依頼）  
【第41報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策及び家庭保育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度の沖縄県緊急事態宣言の延長を受け「沖縄県緊急事態宣言」において、「保育所や介護老人福祉施設等については、感染防止対策を徹底した上で、原則、開所」「学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動の継続」が要請されていることを踏まえ、**2月8日～2月28日の期間**、本市の就学前教育・保育施設の対応について検討した結果、下記のとおりと決定しました。

保護者の皆様におかれましては、別紙市長メッセージにもございますように、可能な範囲にて、家庭保育にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本決定事項は、2月5日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 2月8日以降も、各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う「家庭保育のご協力」をお願いいたします。（保育料等の減免措置はありません。）
- 2 2月8日以降の緊急事態宣言の発出された地域（以下当該地域）への渡航等に関する減免を伴う登園自粛については、現時点において就学前教育・保育施設における移入例による罹患者等が減少していること及び園児の教育・保育の保障の観点から停止といたします。

しかしながら、当該地域から自宅に戻った場合、または、当該地域より転入する場合については、第37報にてご依頼したとおり、2週間の健康観察等の記録をお願いいたします。

那覇市こども教育保育課  
電話：861-2113